

独立行政法人農林漁業信用基金の節電実行計画

平成23年6月30日

独立行政法人農林漁業信用基金

「夏期の電力需給対策について」及び「政府の節電実行基本方針」（平成23年5月13日電力需給緊急対策本部決定）に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の節電計画を以下のとおり定める。

1. 基本的な考え方

信用基金は、地球温暖化防止や省エネルギーの観点から、空調温度設定の適正化や照明の減灯等に取り組んできたところであるが、夏期の電力需給対策として一層の節電対策を実施し、ピーク期間・時間帯（※1）における使用最大電力を抑制するとともに、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

※1 7月～9月（平日）の9時～20時

2. 実施期間

本実行計画の実施期間は、平成23年7月1日から平成23年9月30日とする。

3. 対象施設

本実行計画の対象は、東京電力管内に所在する下記の施設（需要設備）とする。

所在地 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル

なお、信用基金は、上記に記載した大口需要設備（契約電力500kw以上）を有する施設にテナントとして入居しており、信用基金が自ら目標設定・検証を行うことが困難なため、ビルの管理者（コープビル管理会）と共同して使用最大電力の抑制等に努めることとする。

4. 目標

信用基金が入居しているコープビル全体の目標値は、ピーク期間・時間帯における使用最大電力を基準電力値（※2）に比して15%以上抑制することとしている。

なお、対象施設の専有部分では、目標値にとどまらずできる限りの節電に取り組むこととする。

※2 原則、昨年の同期間・時間帯の1時間単位の最大使用電力の値。

H23契約電力	基準電力値	節電率	節電電力値	使用電力上限値
1,600kw	1,533Kw	15%	229Kw	1,304Kw

5. 節電実行計画

下記の対策を実施すること等によりコープビル全体で▲229kwの節電を行う。

区分	節電対象機器の例	対策	備考
照明	事務室	<ul style="list-style-type: none"> 不要な照明の間引きを行い、必要最小限の範囲で点灯 昼休み時間における完全消灯の実施 	信用基金が取り組む事項
OA機器	パソコン	<ul style="list-style-type: none"> 長時間使用しないパソコンのシャットダウンの実施 退室時にパソコン電源OFFの実施 自動節電プログラムのインストールの実施 消費電力の大きなデスクトップパソコンからノート型パソコンへの買換の実施 	
電算室	サーバ 空調機	<ul style="list-style-type: none"> 暑さ対策が講じられていないサーバについて退庁時のシャットダウンの実施 冷房中の室温28度の徹底 	
その他		<ul style="list-style-type: none"> 超過勤務の一層の縮減 夏季休暇取得の推奨 	
共用部分	空調機 エレベータ トイレ 給湯機器 その他	<ul style="list-style-type: none"> 冷房中の室温28度の徹底 7台中4台の運転停止 (但し、朝の通勤時間帯は除く。) 暖房便座、温水洗浄の停止 蛇口からの給湯の停止 不要照明の間引き 	ビル管理者(コープビル委員会)が取り組む事項

6. その他

(1) 検証・公表

実施期間終了後、使用電力上限値をもって節電効果の検証を行い、達成・不達成を評価し公表する。

(2) 実施体制

使用電力の抑制を確実に実行するため、実施体制を下記のとおり定める。

統括責任者 藤本総括理事

責任者 村上総括調整役、 富澤総括調整役、 椿参事、 下保参事